

平成二十四年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 24 年 11 月 19 日（月）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
諸般の報告	3
議案 7 件一括議題（日程第 4－10）	3
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	4
〃 会計管理者（石澤淳一君）	6
議案 1 件（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について・日程第 11）	10
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	10
報告（青後広監第 7 号・日程第 12）	11
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	11
閉会	12

平成 24 年第 2 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 24 年 11 月 19 日（月曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 24 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 24 年 11 月 19 日（月曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 議案第 8 号 専決処分の承認について
(平成 24 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 5 議案第 9 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第 10 号 平成 24 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)
- 第 7 議案第 11 号 平成 24 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 12 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 13 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及
び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 10 議案第 14 号 決算の認定について
(平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 第 11 議案第 15 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 12 青後広監第 7 号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（17名）

1番	花田明仁君
3番	小林真君
4番	中田博文君
5番	平山誠敏君
6番	小山田久君
7番	船見亮悦君
9番	山本清秋君
10番	田中友彦君
11番	木村修君
12番	森内勇君
13番	桂田正春君
15番	安田弘君
16番	小野俊逸君
17番	中谷純逸君
18番	蛸島敏春君
19番	浜谷豊美君
20番	木村勝彦君

○欠席議員（3名）

2番	葛西憲之君
8番	宮下順一郎君
14番	山田年伸君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内博君
代表監査委員	柿崎俊雄君
事務局長	柿崎直春君
会計管理者	石澤淳一君
業務課長	伊丸岡裕之君

○出席書記氏名

書記長	横内逸雄
書記	磯野裕子
書記	葛西孝徳

午後 2 時開会

○議長（花田明仁君） これより、平成 24 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（花田明仁君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（花田明仁君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、3 番小林眞議員及び 20 番木村勝彦議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（花田明仁君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（花田明仁君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（花田明仁君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議案第 8 号 専決処分の承認について（平成 24 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））～

日程第 10 議案第 14 号 決算の認定について（平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

○議長（花田明仁君） 日程第 4 議案第 8 号「専決処分の承認について」から日程第 10 議案第 14 号「決算の認定について」までの計 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成 24 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

東日本大震災から 1 年 8 カ月余りが経過したところではありますが、被災地におきましては、国や関係自治体の懸命の御努力により、災害からの復旧、復興が着実に進められておりますが、被災者の生活が安定するまでには相当の時間を要するものと思われま

す。当広域連合におきましては、これまで被災者救済を図るために、国の特例措置として、医療費に係る一部負担金や保険料の免除等を実施してまいりました。しかし、その特例措置が東京電力福島第一原子力発電所の事故以外の被災者に対しては、本年 9 月末で終了することとなり、10 月以降については、広域連合の判断によることになったことから、当広域連合といたしましては、構成市町村の御意見や被災を受けた他広域連合の状況を踏まえ、被災者に対し医療の機会を確保する必要があること、あわせて被災者の生活再建の支援に資するため、これまでの特例措置と同様の基準による一部負担金の免除を、平成 25 年 3 月末まで引き続き実施することとしたところであります。

さて、後期高齢者医療制度は、施行から 5 年目を迎えておりますが、この間、国における制度のさまざまな改善も図られるなど、本制度の運営は順調に推移しているものと考えております。

このような中、国においては、本年 2 月に閣議決定された社会保障と税の一体改革大綱で、さきの通常国会に、関係者の理解を得た上で高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとしておりましたが、結果として提出されず、今後の高齢者医療制度については、8 月 22 日施行された、社会保障制度改革推進法で設置される「社会保障制度改革国民会議」において検討され、必要な法制上の措置は、法施行後 1 年以内に国民会議の審議などを踏まえて講ずるとされたところであります。

しかしながら、国民会議がまだ設置されていないなど、先行きは依然として不透明な状況にありますことから、引き続き、国の状況変化等に、適時・適切に対応することができるよう、常に最新の情報収集に努めてまいります。

いずれにしても、当広域連合といたしましては、現行制度を運営する立場から、市町村と連携・協力し、青森県内 19 万人を超える被保険者の方々が、医療に対する不安を持つことなく、お住まいの地域の中で安心して十分な医療サービスを受けることのできるよう、さらなる円滑な制度運営に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案のうち議案第 8 号から議案第 14 号までの 7 件の議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 件の専決処分の承認について御説明申し上げます。議案第 8 号平成 24 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）については、平成24年7月25日に専決処分したものであります。

当該年度の保険給付費に係る国、県及び市町村からの負担金等、並びに社会保険診療報酬支払基金からの交付金については、保険給付費の確定により翌年度において精算されることとなっており、このうち、支払基金からの交付金については、平成24年8月16日までに返還する必要があったことから、所要の措置を講じたものであります。

その結果、補正額は1億4997万余円の増額補正となり、予算規模は1507億2473万余円となったものであります。

議案第9号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成24年7月11日に専決処分したものであります。

東日本大震災により被災された被保険者に係る保険料の減免については、平成23年度から減免の特例を設けて適用してきたところでありますが、国から、平成24年度においても延長するとの方針が示されたことから、減免の特例を引き続き適用するため、所要の改正を行ったものであります。

なお、この2件は、いずれも地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成24年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成23年度決算において剰余金が生じたこと、また、特別会計における事務費の精査により減額が見込まれるため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は1090万余円の減額補正となり、予算規模は4億7091万余円となります。

次に、議案第11号平成24年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災で被災した被保険者を対象に実施した保険料の減免及び一部負担金等の免除に対する国からの財政措置が示されたこと、また、平成23年度決算において剰余金が生じたこと、さらには、平成23年度保険給付費の確定に伴う精算のため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は1億8803万余円の増額補正となり、予算規模は1509億1276万余円となります。

次に、議案第12号青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公務で鉄道を利用する際の用務遂行の効率化を図るため、八戸市及び八戸市を経由する目的地への出張の際に新幹線を利用できるよう、特別急行料金の支給について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第13号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、青森県市町村総合事務組合の構成団体で

ある三戸郡町村会館管理組合が、平成 25 年 3 月 31 日をもって解散することから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであります。

最後に、議案第 14 号平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、議案第 8 号から議案第 14 号までの議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（花田明仁君） 次に、平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者石澤淳一君登壇〕

○会計管理者（石澤淳一君） 平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

恐れ入りますが、議案第 14 号の 20 ページをお開き願います。

歳入歳出決算総括表でございますが、一般会計、後期高齢者医療特別会計合わせまして、予算現額合計は 1439 億 3915 万 7000 円、歳入決算額合計は 1438 億 2856 万 1074 円、歳出決算額合計は 1433 億 3536 万 6045 円で、差し引き額は 4 億 9319 万 5029 円となっております。

続きまして、各会計の歳入歳出について御説明申し上げます。

21 ページをごらんください。

まず、一般会計の歳入合計でございますが、予算現額 4 億 7733 万 3000 円に対しまして、収入済額は 4 億 7762 万 689 円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款「分担金及び負担金」につきましては、市町村共通経費負担金収入として、収入済額は 4 億 5645 万 6000 円となっております。

第 4 款「繰越金」につきましては、平成 22 年度からの繰越金として、収入済額は 1036 万 1402 円となっております。

22 ページをお開き願います。

次に、一般会計の歳出の合計でございますが、予算現額 4 億 7733 万 3000 円に対しまして、支出済額は 4 億 5905 万 3742 円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款「議会費」につきましては、議員報酬として 57 万 3408 円、費用弁償として 9 万 7020 円をそれぞれ支出するなど、支出済額は 74 万 6168 円となっております。

第 2 款「総務費」につきましては、市町村派遣職員の給与費負担金として 1 億 1612 万 4849 円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として 2 億 9651 万 5586 円をそれぞれ支出す

るなど、支出済額は4億5830万7574円となっております。

この結果、不用額は1827万9258円となりましたが、その主なものといたしましては、第2款「総務費」の773万426円でありまして、これは、後期高齢者医療特別会計への繰入金などの予算執行残額であります。

23ページをごらんください。

一般会計の歳入歳出差し引き残額1856万6947円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などに基づき、2分の1以上に相当する930万円を財政調整基金に繰り入れし、残額の926万6947円につきましては平成24年度の一般会計へ繰り越いたしました。

続きまして、特別会計について御説明申し上げますので24ページ、25ページをお開き願います。

まず、特別会計の歳入合計でございますが、予算現額1434億6182万4000円に対しまして、収入済額は1433億5094万385円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第1款「市町村支出金」につきましては、保険料等の負担金収入でありまして、収入済額は218億3049万3714円となっております。

第2款「国庫支出金」につきましては、療養給付費等の負担金収入などでありまして、収入済額は491億9276万3666円となっております。

第3款「県支出金」につきましては、療養給付費等の負担金収入でありまして、収入済額は116億8456万8527円となっております。

第4款「支払基金交付金」につきましては、後期高齢者交付金収入でありまして、収入済額は569億8937万6000円となっております。

第10款「諸収入」につきましては、収入済額は1億4465万7268円となっております。

なお、3項「雑入」の収入未済額の主なものは、診療報酬等過誤返納金であります。

26ページ、27ページをお開き願います。

次に、特別会計の歳出の合計でございますが、予算現額1434億6182万4000円に対しまして、支出済額は1428億7631万2303円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第1款「総務費」につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金として10億3056万5417円を支出するなど、支出済額は13億8199万2842円となっております。

第2款「保険給付費」につきましては、療養給付費として1366億1790万324円、高額療養費として11億2797万5798円をそれぞれ支出するなど、支出済額は1396億7543万158円となっております。

この結果、不用額は5億8551万1697円となりましたが、その主なものといたしまして

は、第2款「保険給付費」の2億9577万7842円でありまして、これは、療養給付費、高額療養費などの予算執行残額であります。

28ページをお開き願います。

特別会計の歳入歳出差し引き残額4億7462万8082円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などにに基づき、2分の1以上に相当する2億3800万円を後期高齢者医療財政調整基金に繰り入れし、残額の2億3662万8082円につきましては、平成24年度の後期高齢者医療特別会計へ繰り越しいたしました。

以上、平成23年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（花田明仁君） 議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、承認することに決しました。

議案第9号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第9号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、承認することに決しました。

議案第 10 号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 10 号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 11 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 12 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 14 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 14 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、認定することに決しました。

日程第 11 議案第 15 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花田明仁君） 日程第 11 議案第 15 号「青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

○議長（花田明仁君） 提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○**広域連合長（鹿内博君）** 議案第 15 号について御説明申し上げます。

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会からの県職員の給与等に関する報告及び勧告に基づく県の給与改定に準じ、期末手当の年間支給割合を一般職員にあつては、0.1 月分、再任用職員にあつては 0.05 月分引き下げようとするものであります。

以上が、議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（花田明仁君）** 議案第 15 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。

議案第 15 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 青後広監第 7 号 例月出納検査報告

○**議長（花田明仁君）** 日程第 12 青後広監第 7 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○**議長（花田明仁君）** 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○**議長（花田明仁君）** 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○**広域連合長（鹿内博君）** 本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり、専決処分の御承認を初め、本年度の補正予算、条例案及び規約の変更についての御議決並びに平成 23 年度決算の御認定を賜り、厚くお礼申し上げます。

冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、今後の高齢者医療制度については、「社会保障制度改革国民会議」において検討されるとのことではありますが、国政がまさに混沌としている状況であります。現行制度の運営主体である当広域連合としては、今後の財政計

画や組織運営面等に大変苦慮するところであり、国として早期に結論を出していただきたいというふうに思います。

このような状況でございますが、当広域連合といたしましては、現行制度の中で、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村を初め、関係機関との連携をこれまで以上に深め、高齢者医療制度の適切で効率的な運営に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様には、後期高齢者医療広域連合議員のお立場のみならず、それぞれ構成市町村の長または議会議長さんとして、今後 12 月定例議会も予定され、また、来年度の予算編成の作業も控えていることだと思います。年末年始をお迎えになりますが、どうぞ御健勝でますます御活躍されますように、合わせて構成市町村の一層の御発展を祈念申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（花田明仁君） これにて、平成 24 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 29 分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 花田 明 仁

議員 小林 眞

議員 木村 勝彦